

社会保険労務士 実務講座

[2014.10▶2015.9]

資格の学校



TAC

2014年12月より順次開講

勝ち得た**知識**を実務で
活かせる**スキル**まで
レベルアップ!

独立開業はもちろん、企業内スペシャリストを
目指す方にも役立つ実践的な実務スキルが
効率的に学べます!

実務講座
特別説明会
開催!

詳細は裏面をご覧ください。

TAC だからできた
充実の講座ラインナップ

- 1 社会保険労務士手続き業務講座
- 2 就業規則コンサルティング講座
- 3 賃金・退職金制度コンサルティング講座
- 4 人事・労務管理業務講座
- 5 目指せ開業!「独立開業セミナー」

資格の学校
TAC

064-0902-1013-15

「社労士」を目指す！

時代が求めるプロフェッショナルな

Message

講師は第一線で活躍中の開業社労士！

講師紹介 小林 弘和 講師

実務の基本や開業のノウハウをわかりやすくお伝えします！



難関の社会保険労務士試験の合格を勝ち取った皆さん、おめでとうございます。「資格は活かしてこそ価値がある。」難関試験に合格された多くの方は、そんな気持ちを持っていらっしゃるのでしょうか。

「でも、どうすれば活かすことができるの？」そんな疑問をお持ちの方もまた数多くいらっしゃるでしょう。合格の次のステップは、この資格を自分の武器として活用していくことです。

社会保険労務士業務に対するニーズは、近年の労務管理問題の激増や社会保障制度の複雑化等を背景に、企業の内外を問わずますます高まりを見せてきていますが、これらのニーズに応えていくためには、試験で学んだ知識をさらに「実務で活かせる知識」へとステップアップさせていくことが求められます。

社会保険労務士実務講座は、社会保険労務士として求められるスキルを身につけたい方のための講座であり、開業社会保険労務士を目指す方にも企業内社会保険労務士としての活躍を考えている方にも、すぐに役立つ実践的な内容となっています。独立開業を目指す方だけでなく、これから何をしようかと考えている方もぜひご参加ください。必ずや多くのヒントをつかむことができるはずです。

Profile

昭和 35年	生まれ
昭和 58年	早稲田大学法学部卒業
昭和 58年	キャノン販売株式会社入社 販売代理店のルートセールスマンとして13年間営業職に従事
平成 3年	行政書士試験合格
平成 4年	社会保険労務士試験合格
平成 6年	中小企業診断士試験合格
平成 8年	キャノン販売株式会社退職 小林マネジメント研究所を設立し独立開業
平成 15年	社会保険労務士法人 NAC(ナック) マネジメント研究所を設立 代表社員に就任

現在、NAC マネジメント研究所所長として顧問先企業の人事労務管理コンサルティング、大手生命保険会社との提携による企業年金コンサルティングに従事するとともに、TAC社会保険労務士講座講師、東京都トラック協会労務管理相談員等も務める。

『社会保険労務士実務講座』は、小林弘和講師の開業社労士としての豊富な実体験に基づき、企業や個人、すなわち「顧客」が求めるスキルを備えたプロフェッショナルな社労士を目指すための実践的実務講座です。難関試験を突破して勝ち取った社労士資格をこれから実務の場において活かしていこうと考えている皆さんはもちろん、手続き業務などの実務の基本を学びたいとお考えの方もぜひご参加ください。

「開業」を目指す方にも、
「企業内スペシャリスト」を目指す方にもオススメ！

実践的な『実務知識』を トータルに学べる充実の ラインナップ

受講生の声

より高いスキルと自信を
手にした受講生たちの
メッセージ

2pへ

4pへ

5pへ

6pへ

7pへ

8pへ

1

社会保険労務士手続き業務講座(全2回)

社会保険労務士業務の基本となる手続き業務

2

就業規則コンサルティング講座(全2回)

3号業務の基本となる就業規則コンサルティング講座

3

賃金・退職金制度コンサルティング講座(全2回)

3号業務の中心となる賃金・退職金制度コンサルティング講座

4

人事・労務管理業務講座(全1回)

労務監査業務、補助金・助成金コンサルティング、
年金関連業務等、人事・労務管理に必要な知識

5

目指せ開業！「独立開業セミナー」(全1回)

開業の心構えから成功までの道すじ

『実務』に関するノウハウの全てを効率よく短期間で！ 実務講座トータルセット(全8回)

1 + 2 + 3 + 4 + 5

5 講座 合計

教室講座・個別DVD講座

¥82,400 → ¥74,000

DVD通信講座

¥106,900 → ¥96,000

最大
¥10,900
お得に！

2014年
合格目標以前の
全ての本科生が
対象！

本科生はさらにおトク！

トータルセット本科生割引

2014年合格目標以前にTAC社会保険労務士講座の各本科生あるいはWセミナー社労士講座で40コマ以上のコース(一括申込に限る)を受講された方は、「実務講座トータルセット」を「本科生割引」にて受講いただけます。

教室講座・個別DVD講座

¥74,000 → ¥66,000

DVD通信講座

¥96,000 → ¥85,000

※上記受講料は、教材費・消費税8%が含まれます。

TAC だからできる、実務に直結した オリジナル教材 (非売品)

講義で使用するテキストは、すべて小林弘と講師自らが「社会保険労務士実務講座」のためだけに書き下ろしたオリジナル教材。実際の実務にすぐに活かせる充実の内容です。



本科生割引制度適用の 範囲

- ・2014年合格目標以前にTAC社会保険労務士講座の各本科生(入門総合本科生・総合本科生・総合本科生Plus・上級本科生・上級本科生Fast・入門速修本科生・速修本科生)を受講された方。
- ・2014年合格目標以前にWセミナー社会保険労務士講座で40コマ以上のコース(初学者プラチナコース、初学者合格コース、初学者速習コース、上級プラチナ(S)コース、上級総合(S)コース、上級答練コース、5か月コース等)を一括申込にて受講された方。

割引制度ご利用のために 提出が必要なもの

TAC社会保険労務士講座の会員登録またはWセミナー受講生証
※郵送でお申込みの際は必ず上記会員登録または受講生証を添付してください。また、銀行振込、郵便振替による場合は必ず振込み控えを添付してください。
※教室・個別DVD講座はTAC各校受付窓口にてお申込みください。

注 意 事 項

- ※e受付では本科生割引によるお申込みはできません。TAC各校受付窓口または郵送でのお申込みとなります。
- ※本科生割引制度と株主優待は併用できません。
- ※本科生割引制度は、他の割引制度、特典との併用はできません。
- ※通常受講料にてお申込み後、本科生割引制度の対象者である旨をお申し出になられまして差額の返金に応じることはできません。
- ※本科生割引制度の内容は、予告なく変更になる場合がありますので、予めご了承ください。

受講生の声

実務講座の講義内容は独立開業をめざす人、企業内で能力を発揮したい人などさまざまな受講生のニーズに対応しています。より高いスキルと自信を手にした受講生たちのメッセージをお聞きください。



独立開業

専業主婦からスタートし 独立開業の夢が叶いました。



見付 季代子さん [53歳]

開業社労士

社労士の勉強を始めたのは40代になってから。新聞などでリストラや長時間労働などのニュースをよく見かけるようになり、労働問題に興味を持ったのがきっかけです。数年かかって通信講座などで勉強し、社労士資格を取得したのですが、それまでずっと専業主婦だったので、社労士の仕事内容がまったくわからなかったんです。そんなときネットで見たのが、TACの実務講座。社労士として実務に携わっている方が講師という点に惹かれ、すぐに受講を決めました。実際に通ってみると、社労士は手続き業務だけでなく、労務コンサルタントや賃金設計など、広がりのある仕事だと知りました。また、同じ志を持つたくさんの“社労士の卵”の方々と出会うことができ、目標に向かって突き進んでいく姿に励まされ、私も専業主婦から無事、開業社労士に転身することができました。行政書士やFPの資格も持っておりますので、社労士として一つでも多くの会社のお役に立てるように頑張ります。

社労士事務所勤務

尊敬できる講師と出会い 社労士になる覚悟ができました。



清水 淳央さん [32歳]

勤務社労士 / 社労士事務所

新卒から営業として働いていましたが、20代後半になり「手に職をつけて一生働き続けられる仕事がしたい」と考え、社労士資格を取得。とはいえ、すぐに社労士として転職するか悩み、とりあえず情報収集のためにと、TACの実務講座を受けました。すると、社労士という仕事内容を具体的に知ることができただけでなく、現役で実務に携わっていらっしゃる小林先生の生き生きと輝いている姿に魅了され、私も「社労士として働いていきたい」と決意が固まりました。実際に社労士事務所に就職する際には、実務講座を受講したことを書類に明記し、未経験をカバーするアピール材料としても使いました。まだ社労士として働き始めて間もないですが、小林先生から教えていただいた数々の企業事例は大いに役立っていますし、実務講座でできた仲間とも、定期的に情報交換するなど関係は続いています。今後は「清水社労士と出会って本当に良かった」と思ってくださいの方をもっと増やしていきたいですね。

独立開業



井尻 憲一さん [65 歳]
開業社労士

独立開業するための知識と 自信を得ることができました。

もともと大学教授として働いていましたが、定年退職が近づき、第二の人生をどう過ごすか考えていました。そのとき、社労士は年齢に関係なく独立開業してずっと続けられる仕事だと知り、資格取得を目指すことに。独学だと難しかったので、TACの資格取得講座を受講し、無事社労士に合格。でも、いざ資格を取得しても実務は未経験のため、いきなり開業する自信はなく、実務講座を受講しました。講師の小林先生は、社労士としてのご経験が豊富にある方なので、実務経験をもとにしたノウハウを聞くことができました。また、懇親会にも必ず顔を出してくださり、若い頃の苦労話や開業時にかかった費用など、一歩踏み込んだ話も聞くことができ、開業後の働き方も具体的にイメージしやすかったです。実務講座を終えた後は、さらに勉強して紛争解決手続き代理業務ができる特定社労士の資格も取得したので、労働者を守る社労士として、活躍していきたいです。

一般企業勤務



笹岡 かがりさん [41 歳]
社会保険労務士有資格者

得た知識がダイレクトに 人事の仕事に活かしています。

企業の人事部に長年勤めていますが、採用担当から社会保険の担当に変わったのがきっかけで、知識不足を補うために30代後半からTACに通い始め、3年目で社労士試験に合格しました。でも、資格をどのように仕事に活かしてよいかわからず、実務講座を受けることに。テキストには、実務に必要な書類のひな形や書き方などがすべて掲載してあったので、そのまま仕事に活かしました。また、小林先生は「今までやってきたことしか言いません」と、おっしゃっているくらい、教えてくださることはすべて、長年の経験から導き出されたもの。実務をやっている人しかわからない細かい注意点なども多々あり、貴重な情報を得ることができました。実務講座で勉強したことが今の仕事にダイレクトに活かしているので、受講して本当に良かったと思います。この知識を活かし、もっと社員から頼りにされる人事部社員になりたいです。そして、実務講座で出会った頼れる仲間たちも、一生の財産となりました。

一般企業勤務



都築 大介さん [34 歳]
勤務社労士／製紙会社

現役の開業社労士が 講師なので心強かったです。

中小企業の経営管理部に所属しているので、社労士の資格を取得すればもっと業務の専門性が高められ、自社の役に立てると考え勉強を始めました。そして、資格取得後に社労士の友達から薦められたのがTACの実務講座です。受講して一番良かったことは、講師の小林先生が、第一線で活躍されている現役の開業社労士だったことです。カリキュラムやテキストだけではわからない実務のノウハウを教えていただき、実務経験に乏しい私でも、仕事にどう活かせばよいか具体的に思い描くことができました。また、休憩時間や講義終了後の懇親会などでも小林先生と交流する時間が多く、どんな質問にも丁寧に答えてくださるので、さまざまな不安や悩みも解消することができ、将来独立開業したいという目標もできました。とりあえずは、今の職場で労務のスペシャリストとして企業に貢献し、ゆくゆくは独立開業して、さらに多くの皆様のお役に立てる社労士として活躍していきたいです。

4

2

就業規則 コンサルティング講座 (全2回)

3号業務の基本となる就業規則コンサルティング講座

社会保険労務士にとって、もっとも身近なコンサルティング業務と言えるのが就業規則の作成・改訂に関するコンサルティングです。実際に業務に取り組む機会も多いため、「企業経営に役立つ就業規則」を作成できるスキルは社会保険労務士にとって欠くことのできないものと言っても過言ではありません。就業規則コンサルティング講座は、実践的な就業規則の作成・改訂のポイントを身につけるための講座です。

就業規則を作成する際の具体的な規定と、実務上のポイントを学ぶことができます。

リスクマネジメントのための実質的な規定作りの方法も解説します。



※写真は昨年度使用した教材です。

7 休職に関する規定

- (休職)
第○条 従業員が次の各号の一に該当するに至った場合は、期間を定めて休職を命ずる。
- 業務外の傷病により欠勤が引き続き2ヶ月に達したとき
..... 休職期間6ヶ月
 - 傷病以外の事由により欠勤が引き続き1ヶ月に達したとき
..... 休職期間1ヶ月
 - 前各号のほか、特別の事由があると会社が認めるとき
..... 会社の認めた期間
- (2) 休職期間中の従業員が一旦出勤したが、就業が連続して暦日30日間に満たずに、同一又は類似の傷病により、あらたに休職に入る場合には、休職期間は通算する。

(休職期間中の義務)
第○条 休職中の従業員は、会社の求めに応じ、自己の病状等について、合理的に必要とされる限度において報告しなければならない。

- (復職)
第○条 休職中の従業員で、休職事由が消滅したと認められるときは、休職事由消滅後に復職させる。
- 傷病により休職した従業員が復職を希望する場合には、休職の原因となった傷病等が、通常の業務を遂行することに耐えうる段階まで治癒したことを客観的な資料をもって会社に示さなければならない。
 - 前項において、客観的な資料として従業員が選定した医師の作成した診断書が提出された場合、会社が当該診断書を作成した医師に対する面談による事情聴取を求めた場合には、従業員はこれに応じなければならない。
 - 従業員の選定した医師によって作成された診断書が会社に提出された場合であっても、会社がその選定した医師による診断を求めた場合には、従業員はこれに応じなければならない。
 - 復職後は、前項に復職させることを原則とするが、業務の都合及び本人の適性並びに心身の状況を考慮し、他の所属及び職務に変更することがある。

●ポイント

- ① 最近急増している精神疾患による休職に対応できる規定としておく。

2 賃金規程の特殊な事例 (2)

第2章 基本給

(基本給)

第6条 基本給は日給・月給制とする。

(2) 基本給は、毎月42時間の時間外手当を含めて算定する。

(基本給の決定)

第7条 基本給は、本人の能力、経験、技能および業務内容などを勘案して各人ごとに決定する。

(基本給の改定)

第8条 基本給の改定は、原則として毎月4月に本人の前事業年度における業績、能力の発揮状況、勤務態度を評価して行う。ただし、4月に実施することが困難な場合は、実施の時期を変更することができる。

(2) 前項の規定にかかわらず、本人の業績、能力の発揮状況、勤務態度を勘案して会社が必要と認める場合、随時基本給の改定を行うことがある。

第3章 諸手当

(時間外勤務手当、休日勤務手当、深夜勤務手当)

第9条 法定労働時間を超えて又は法定休日に勤務した場合には時間外勤務手当又は休日勤務手当を、深夜(午後10時から午前5時までの間)において勤務した場合には深夜勤務手当を、それぞれ労働基準法の定めに従い算定し、支給する。

(2) 法定労働時間を超えて、又は法定休日に勤務した時間が深夜に及んだ場合は、それぞれ、時間外勤務手当又は休日勤務手当と深夜勤務手当を合計した割増賃金を支給する。

(役付手当)

第10条 役付手当は、職務上責任の重い管理的位置にある者に対し次の額を支給する。

●講義内容

回	テーマ	主な内容
第1回	就業規則 コンサルティングの ポイント①	・就業規則の役割と必要性 ・就業規則作成・改訂のポイント
第2回	就業規則 コンサルティングの ポイント②	・就業規則の規定事例 ・正社員以外の就業規則事例 ・関連諸規定の事例

●講義日程・受講料

	第1講	第2講	
通学 メディア	教室講座 (渋谷校限定) 12/13(土) 10:00~13:00	12/13(土) 14:00~17:00	¥20,600
通信 メディア	個別 DVD講座 (TAC各校)	12/22(月)以降随時	¥20,600
	DVD 通信講座	12/24(水)以降発送	¥26,700

※上記受講料は、教材費・消費税8%が含まれます。

3

賃金・退職金制度 コンサルティング講座 (全2回)

3号業務の中心となる賃金・退職金制度コンサルティング講座

企業を取り巻く環境がますます厳しくなるなか、人材の有効活用策として、賃金の改定、退職金制度の見直しには、大きなニーズが存在します。賃金・退職金制度コンサルティング講座は、理論的な学習よりも実例に基づいた、より実践的な賃金・退職金制度改定の方法を身につけるための講座です。また、賃金制度の改定に関連して社会保険労務士が受託することの多い給与計算の基本についても学習できます。

人事考課表などの実例を豊富に掲載し、実務上のポイントを分かりやすく解説します。

人事考課表(一般職)

日付: 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
所属: 人事部
課長: 〇〇 課員: 〇〇

【対象】 (氏名) 〇〇

1. 目標達成状況

① 目標達成率

項目	目標値	実績値	達成率
売上高	100,000	120,000	120%
利益率	20%	25%	125%
顧客満足度	80%	85%	106%
新規顧客獲得数	50人	60人	120%
従業員離職率	5%	3%	60%
安全衛生	0件	0件	100%
その他			
合計			

② 一一般事項

(注) 本人及び二次評価はA・B・C・Dで評価すること

項目	本人	二次評価	評価
能力	A	B	B
意欲	B	C	C
協調性	C	D	D
信頼性	D	A	A
その他			
合計			

【本人コメント】

【指導者コメント】



賃金表の具体的な作成法を学べます。

2 賃金制度の改定方法

1 賃金制度改定の手順

- 賃金制度の改定方法を考えるにあたって、まず、賃金制度改定手順の全体像を把握する。
人事戦略は、経営戦略の一部である。したがって、人事戦略を考える前に自社の経営目標を再確認し、経営戦略、経営計画をもとに必要な人材像を明確化していくことが必要になる。経営戦略に合致しない人事戦略は、企業にとって役に立たないばかりでなく、企業活力をそぐ結果となってしまう。
ここで言う「必要な人材像の明確化」とは、
1) 自社の企業としての「強み(=競合企業に勝つもの)」は何か
2) その「強み」の源泉は何か
3) その源泉をさらに強化するために必要な人材はどのような人材なのかを明らかにすることである。

2 現状制度の問題点の把握

- 従来の制度の問題点を把握するために以下の項目を把握し分析を行う。
1) 業種・業種によって、平均的な賃金水準等も大きく異なる。該当企業の賃金水準と業界の平均的な水準と比較することにより問題点を把握することができる。
2) 従業員数→従業員規模によっても平均的な賃金水準は大きく異なる。同業種・同規模の平均的な水準と比較することにより問題点を把握することができる。
3) 従業員の年齢構成→平均的な賃金水準が一般的であるが国においては、賃金額と年齢との相関性が高い。同業種・同規模の平均的な水準と比較する場合には、年齢構成を考慮しなければならない。当該企業の平均的な賃金水準の高低の原因が、従業員の年齢構成に起因している場合もある。また、どの年齢層に賃金重点的に配分すべきであるかを把握することも必要になる。
- 従業員の身分構成(正社員、パートタイマー、嘱託社員等)
→正社員以外の賃金水準は一般的に正社員よりも低くなる。
業種によっては、非正規従業員の活用度の相違による高低の原因となっている。

付表1. 職給・年齢給表

年齢	1,000円	1,500円	2,000円	2,500円	3,000円	3,500円	4,000円	4,500円	5,000円
18歳	137,000	168,000	209,000	250,000	291,000	332,000	373,000	414,000	455,000
19歳	140,000	172,000	214,000	255,000	296,000	337,000	378,000	419,000	460,000
20歳	143,000	175,000	217,000	258,000	299,000	340,000	381,000	422,000	463,000
21歳	146,000	180,000	224,000	263,000	304,000	345,000	386,000	427,000	466,000
22歳	149,000	184,000	227,000	266,000	307,000	348,000	389,000	430,000	469,000
23歳	152,000	188,000	231,000	270,000	310,000	351,000	392,000	433,000	472,000
24歳	155,000	193,000	234,000	273,000	313,000	354,000	395,000	436,000	475,000
25歳	158,000	196,000	244,000	276,000	316,000	357,000	398,000	439,000	478,000
26歳	161,000	200,000	249,000	279,000	319,000	360,000	401,000	442,000	481,000
27歳	164,000	204,000	254,000	282,000	322,000	363,000	404,000	445,000	484,000
28歳	168,000	209,000	259,000	285,000	325,000	366,000	407,000	448,000	487,000
29歳	171,000	214,000	264,000	288,000	328,000	369,000	410,000	451,000	490,000
30歳	174,000	219,000	269,000	291,000	331,000	372,000	413,000	454,000	493,000
31歳	178,000	224,000	274,000	294,000	334,000	375,000	416,000	457,000	496,000
32歳	181,000	229,000	279,000	297,000	337,000	378,000	419,000	460,000	499,000
33歳	185,000	234,000	284,000	300,000	340,000	381,000	422,000	463,000	502,000
34歳	188,000	239,000	289,000	303,000	343,000	384,000	425,000	466,000	505,000
35歳	191,000	244,000	294,000	306,000	346,000	387,000	428,000	469,000	508,000
36歳	195,000	249,000	299,000	309,000	349,000	390,000	431,000	472,000	511,000
37歳	198,000	254,000	304,000	312,000	352,000	393,000	434,000	475,000	514,000
38歳	201,000	259,000	309,000	315,000	355,000	396,000	437,000	478,000	517,000
39歳	205,000	264,000	314,000	318,000	358,000	399,000	440,000	481,000	520,000
40歳	208,000	269,000	319,000	321,000	361,000	402,000	443,000	484,000	523,000
41歳	212,000	274,000	324,000	324,000	364,000	405,000	446,000	487,000	526,000
42歳	215,000	279,000	329,000	327,000	367,000	408,000	449,000	490,000	529,000
43歳	219,000	284,000	334,000	330,000	370,000	411,000	452,000	493,000	532,000
44歳	222,000	289,000	339,000	333,000	373,000	414,000	455,000	496,000	535,000
45歳	226,000	294,000	344,000	336,000	376,000	417,000	458,000	499,000	538,000
46歳	229,000	299,000	349,000	339,000	379,000	420,000	461,000	502,000	541,000
47歳	233,000	304,000	354,000	342,000	382,000	423,000	464,000	505,000	544,000
48歳	236,000	309,000	359,000	345,000	385,000	426,000	467,000	508,000	547,000
49歳	240,000	314,000	364,000	348,000	388,000	429,000	470,000	511,000	550,000
50歳	243,000	319,000	369,000	351,000	391,000	432,000	473,000	514,000	553,000
51歳	247,000	324,000	374,000	354,000	394,000	435,000	476,000	517,000	556,000
52歳	250,000	329,000	379,000	357,000	397,000	438,000	479,000	520,000	559,000
53歳	254,000	334,000	384,000	360,000	400,000	441,000	482,000	523,000	562,000
54歳	257,000	339,000	389,000	363,000	403,000	444,000	485,000	526,000	565,000
55歳	261,000	344,000	394,000	366,000	406,000	447,000	488,000	529,000	568,000
56歳	264,000	349,000	399,000	369,000	409,000	450,000	491,000	532,000	571,000
57歳	268,000	354,000	404,000	372,000	412,000	453,000	494,000	535,000	574,000
58歳	271,000	359,000	409,000	375,000	415,000	456,000	497,000	538,000	577,000
59歳	275,000	364,000	414,000	378,000	418,000	459,000	500,000	541,000	580,000
60歳	278,000	369,000	419,000	381,000	421,000	462,000	503,000	544,000	583,000
61歳	282,000	374,000	424,000	384,000	424,000	465,000	506,000	547,000	586,000
62歳	285,000	379,000	429,000	387,000	427,000	468,000	509,000	550,000	589,000
63歳	289,000	384,000	434,000	390,000	430,000	471,000	512,000	553,000	592,000
64歳	292,000	389,000	439,000	393,000	433,000	474,000	515,000	556,000	595,000
65歳	296,000	394,000	444,000	396,000	436,000	477,000	518,000	559,000	598,000
66歳	299,000	399,000	449,000	399,000	439,000	480,000	521,000	562,000	601,000
67歳	303,000	404,000	454,000	402,000	442,000	483,000	524,000	565,000	604,000
68歳	306,000	409,000	459,000	405,000	445,000	486,000	527,000	568,000	607,000
69歳	310,000	414,000	464,000	408,000	448,000	489,000	530,000	571,000	610,000
70歳	313,000	419,000	469,000	411,000	451,000	492,000	533,000	574,000	613,000
71歳	317,000	424,000	474,000	414,000	454,000	495,000	536,000	577,000	616,000
72歳	320,000	429,000	479,000	417,000	457,000	498,000	539,000	580,000	619,000
73歳	324,000	434,000	484,000	420,000	460,000	501,000	542,000	583,000	622,000
74歳	327,000	439,000	489,000	423,000	463,000	504,000	545,000	586,000	625,000
75歳	331,000	444,000	494,000	426,000	466,000	507,000	548,000	589,000	628,000
76歳	334,000	449,000	499,000	429,000	469,000	510,000	551,000	592,000	631,000
77歳	338,000	454,000	504,000	432,000	472,000	513,000	554,000	595,000	634,000
78歳	341,000	459,000	509,000	435,000	475,000	516,000	557,000	598,000	637,000
79歳	345,000	464,000	514,000	438,000	478,000	519,000	560,000	601,000	640,000
80歳	348,000	469,000	519,000	441,000	481,000	522,000	563,000	604,000	643,000
81歳	352,000	474,000	524,000	444,000	484,000	525,000	566,000	607,000	646,000
82歳	355,000	479,000	529,000	447,000	487,000	528,000	569,000	610,000	649,000
83歳	359,000	484,000	534,000	450,000	490,000	531,000	572,000	613,000	652,000
84歳	362,000	489,000	539,000	453,000	493,000	534,000	575,000	616,000	655,000
85歳	366,000	494,000	544,000	456,000	496,000	537,000	578,000	619,000	658,000
86歳	369,000	499,000	549,000	459,000	499,000	540,000	581,000	622,000	661,000
87歳	373,000	504,000	554,000	462,000	502,000	543,000	584,000	625,000	664,000
88歳	376,000	509,000	559,000	465,000	505,000	546,000	587,000	628,000	667,000
89歳	380,000	514,000	564,000	468,000	508,000	549,000	590,000	631,000	670,000
90歳	383,000	519,000	569,000	471,000	511,000	552,000	593,000	634,000	673,000
91歳	387,000	524,000	574,000	474,000	514,000	555,000	596,000	637,000	676,000
92歳	390,000	529,000	579,000	477,000	517,000	558,000	599,000	640,000	679,000
93歳	394,000	534,000	584,000	480,000	520,000	561,000	602,000	643,000	682,000
94歳	397,000	539,000	589,000	483,000	523,000	564,000	605,000	646,000	685,000
95歳	401,000	544,000	594,000	486,000	526,000	567,000	608,000	649,000	688,000
96歳	404,000	549,000	599,000	489,000	529,000	570,000	611,000	652,000	691,000
97歳	408,000	554,000	604,000	492,000	532,000	573,000	614,000	655,000	694,000
98歳	411,000	559,000	609,000	495,000	535,000	576,000	617,000	658,000	697,000
99歳	415,000	564,000	614,000	498,000	538,000	579,000	620,000	661,000	700,000
100歳	418,000	569,000	619,000	501,000	541,000	582,000	623,000	664,000	703,000

5



教室講座 (渋谷校のみ開講)



個別DVD講座 (TAC各校)



DVD通信講座



決められた日程に合わせてTACに通学していただく教室講座。直接講師から講義を受け、疑問点もその場で解決できるのが魅力です。また、同じ志を持った受講生が集まりますので、今後のビジネスのための良いネットワーク作りにもつながります。また、講義に出席できない場合には、TAC校舎内にある個別DVDルームでフォローすることができます。(個別DVDフォローは1講義につき500円、事前の予約が必要となります。)



●受講メリット

疑問点は講師に直接質問・解決できる。
身近にいる受講生同士で情報交換ができる。

決められた日程では通学が難しい方におすすめの個別DVD講座。TAC各校にある個別DVDルームで講義を収録したDVDを視聴して学習するスタイルです。ご自分の都合の良い学習時間帯を選択することができるのも魅力のひとつです。



●受講メリット

スケジュールを自分の都合にあわせて決定できる。講義録(板書の写し)付きなので、講義に集中することができる。

●受講システム

視聴開始日以降であれば、日程は自由にお選びいただけます。ご受講の際は、あらかじめご予約が必要です。

●個別DVDルーム利用時間帯

① 9:30~12:30 ③ 15:30~18:30
② 12:30~15:30 ④ 18:30~21:30
※日曜日は④の時間帯はございません。

TACにて行われた実際の教室講義をデジタル収録し、DVDで定期的にご自宅へお届けするDVD通信講座。ご自宅に居ながらにして臨場感あふれる教室講義が体験できます。また保管のできるメディアですので、通信学習の最大のメリットでもある繰り返しの学習が行えます。



●受講メリット

デジタル映像で、いつでも、何度でも、繰り返し受講可能。スリムでコンパクトなDVDは収納スペースもごくわずかです。

※DVD-R対応のDVDプレーヤーでのみ受講が可能です。
(パソコン・ゲーム機等での再生は動作保証の対象外となります。)

受講料／コースNo.／クラスNo. 一覧

★社会保険労務士実務講座は入会金¥10,000(8%税込)が不要です。

コース名	回数	コースNo.	クラスNo. 渋谷	受講料
実務講座トータルセット①～⑤	全8回	152-101	L5	¥74,000
①社会保険労務士手続き業務講座	全2回	152-111	L5	¥20,600
②就業規則コンサルティング講座	全2回	152-112	L5	¥20,600
③賃金・退職金制度コンサルティング講座	全2回	152-113	L5	¥20,600
④人事・労務管理業務講座	全1回	152-114	L5	¥10,300
⑤独立開業セミナー	全1回	152-115	L5	¥10,300
実務講座トータルセット 本科生割引	全8回	152-102	L5	¥66,000

コース名	回数	コースNo.	クラスNo. DVD	受講料
実務講座トータルセット①～⑤	全8回	152-201	96	¥96,000
①社会保険労務士手続き業務講座	全2回	152-211	96	¥26,700
②就業規則コンサルティング講座	全2回	152-212	96	¥26,700
③賃金・退職金制度コンサルティング講座	全2回	152-213	96	¥26,700
④人事・労務管理業務講座	全1回	152-214	96	¥13,400
⑤独立開業セミナー	全1回	152-215	96	¥13,400
実務講座トータルセット 本科生割引	全8回	152-202	96	¥85,000

コース名	回数	コースNo.	クラスNo.																				受講料
			札幌	仙台	札幌	新宿	池袋	渋谷	八重洲	立川	中野	町田	横浜	大宮	浦和	名古屋	京都	梅田	大阪	神戸	広島	福岡	
実務講座トータルセット①～⑤	全8回	152-101	K0	J0	20	G0	30	L0	F0	M0	Y0	A0	40	C0	V0	50	60	70	B0	E0	N0	80	¥74,000
①社会保険労務士手続き業務講座	全2回	152-111	K0	J0	20	G0	30	L0	F0	M0	Y0	A0	40	C0	V0	50	60	70	B0	E0	N0	80	¥20,600
②就業規則コンサルティング講座	全2回	152-112	K0	J0	20	G0	30	L0	F0	M0	Y0	A0	40	C0	V0	50	60	70	B0	E0	N0	80	¥20,600
③賃金・退職金制度コンサルティング講座	全2回	152-113	K0	J0	20	G0	30	L0	F0	M0	Y0	A0	40	C0	V0	50	60	70	B0	E0	N0	80	¥20,600
④人事・労務管理業務講座	全1回	152-114	K0	J0	20	G0	30	L0	F0	M0	Y0	A0	40	C0	V0	50	60	70	B0	E0	N0	80	¥10,300
⑤独立開業セミナー	全1回	152-115	K0	J0	20	G0	30	L0	F0	M0	Y0	A0	40	C0	V0	50	60	70	B0	E0	N0	80	¥10,300
実務講座トータルセット 本科生割引	全8回	152-102	K0	J0	20	G0	30	L0	F0	M0	Y0	A0	40	C0	V0	50	60	70	B0	E0	N0	80	¥66,000

※上記受講料は、教材費・消費税8%が含まれます。

予告 社労士合格者向け 法改正セミナー

2015年夏 開講予定



社労士試験合格者を対象に、2015年度に公布された主要な法改正論点について、実務面での重要性や活用方法なども取り入れながら詳しく解説いたします。

※詳細は、2015年5月完成予定の専用リーフレットをご覧ください。

受講形態別 講義日程表

講座名	回数	通学メディア		通信メディア
		教室講座(渋谷校限定)	個別DVD講座(TAC各校)	DVD通信講座
		開講日時	視聴開始日	教材発送日
①社会保険労務士手続き業務講座	第1回	12/ 6(土)10:00~13:00	12/15(月)	12/17(水)
	第2回	12/ 6(土)14:00~17:00		
②就業規則コンサルティング講座	第1回	12/13(土)10:00~13:00	12/22(月)	12/24(水)
	第2回	12/13(土)14:00~17:00		
③賃金・退職金制度コンサルティング講座	第1回	12/20(土)10:00~13:00	1/ 5(月)	1/ 7(水)
	第2回	12/20(土)14:00~17:00		
④人事・労務管理業務講座	全1回	12/27(土)10:00~13:00	1/13(火)	1/14(水)
⑤独立開業セミナー	全1回	12/27(土)14:00~17:00		

e-uketsuke
e受付



支払方法は?

豊富なバリエーションからご希望の支払方法をご選択いただけます。

- クレジットカード※1
- 銀行振込
- コンビニ※2
- ジャパンネット銀行(リンク決済)※3

<http://ec.tac-school.co.jp/>

社会保険労務士「実務講座」のDVD通信講座が、

ネット上でお申込みできます。

- ※1…DC、VISA、Master、JCB、AMEX、Diners。1回、2回、ボーナス一括払いに加え、分割払いがご利用いただけます。分割払いの回数は、3・5・6・10・12・15・18・20・24回払いの9種類です。AMEXカードでの2回払いがご利用いただけません。
- ※2…全国のセブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、セイコーマートでお支払いが可能です。コンビニ決済は30万円までのお振扱いとなります。
- ※3…ジャパンネット銀行(リンク決済)なら手数料TAC負担でお振込みいただけます。
- ※4…e受付では本科生割引によるお申込みはできません。TAC各校受付窓口または郵送でのお申込みとなります。